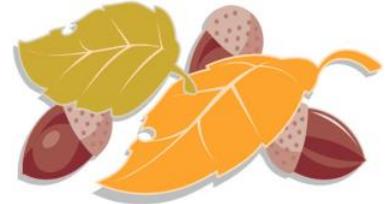


# 労務通信

2014.10月号

## 中小企業における賃上げ等の取組み状況



### ◆6割強の企業が何らかの賃上げを実施

経済産業省が中小企業の雇用状況に関する調査、地域の中核を担う中堅・中小企業等における賃上げ等の取組みに関する調査の結果を発表しました。

常用労働者（いわゆる正社員）の1人当たりの平均賃金の引き上げ状況について、「引き上げる／引き上げた」とする企業の割合は、平成25年度の56.8%に対し、平成26年度は64.5%と増加していました。また、賃上げを実施した企業のうち、ベースアップに相当する賃上げを「実施する／した」は36.2%、賞与・一時金の増額を「実施する／した」は48.0%でした。

### ◆賃上げを行った理由は？

賃上げを行った理由としては、「従業員の定着・確保」と回答した企業が最も多く75.7%、「業績回復の還元」が28.9%、「消費税率の引上げ」が21.3%で続いています。

ちなみに、賃上げを行わなかった企業にその理由を聞いてみると、「業績の低迷」が71.7%で最も多く、次いで「賃金より従業員の雇用維持を優先」が33.1%、「原油・原材料価格の高騰」が33.0%となりました。

上記の結果から、人手不足により賃上げせざるを得ない状況や、業績の低迷が賃上げを妨げていること、雇用維持への努力やコストアップの影響が見てとれます。また、地域別で見ると、賃上げを行った企業は、昨年度に比べ全国的に増加し、地域間の格差も少なくなっており、地方へ「経済の好循環」が着実に波及しつつある状況も見られたようです。

### ◆非正規社員の処遇改善の取組み例

同調査では、企業収益の改善を、ベースアップや初任給の引上げ等の賃金改善によって従業員に還元している事例はもとより、非正規社員の正規社員への転換や、子育て支援等の福利厚生の実施等、全国各地で各社が工夫して従業員の処遇改善に取り組んでいる事例も紹介されています。

非正規社員の処遇改善への取組例として、賃金改善（パート社員を今以上に戦力化するため時給を約10%引上げ、優秀な人材の確保を目的にパート社員について3~10%程度賃上げ、他社の賃金動向を勘案し正社員を上回る1,500円のベースアップを実施）や、正規雇用への転換（会社側から積極的に働きかけて非正規社員を正規雇用へ転換）が挙げられています。

## 法改正情報

### ◆最低賃金が改定されます（広島県は 750 円に）

平成 26 年 8 月 28 日に厚生労働省は全都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されたと発表しました。答申での全国加重平均額は 780 円（昨年度は 764 円、16 円の引上げ）で、平成 20 年の改正最低賃金法施行後、初めてすべての都道府県において、最低賃金と生活保護水準との乖離が解消される見込みです。答申された改定額は、各都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月下旬までに順次発効される予定となっております。

広島県の最低賃金は、平成 26 年 10 月 1 日から時間額 750 円（9 月 30 日までは、733 円）になりますのでご注意ください。

### ◎平成 26 年度 地域別最低賃金額答申状況

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyoku-Roudoujoukenseisakuka/besshi.pdf>

### ◆雇用保険の教育訓練給付金が拡充されます（平成 26 年 10 月 1 日より）

雇用保険の教育訓練給付金が拡充され、10 月から新たに、専門性の高い資格取得について、「専門実践教育訓練給付金」が創設されます（2018 年度末までの期間限定）。対象は厚生労働省が指定する業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする資格取得講座、中長期的なキャリア形成を支援する講座で、対象講座は今後も増える見通しです。詳細は、厚生労働省のホームページ、リーフレット等をご参照ください。

### ◎教育訓練給付制度について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/career\\_formation/kyouiku/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/)

### ◎教育訓練給付の対象講座を受講希望の皆様へ（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000047770.pdf>

## 事務所よりひとこと

### ◆大規模土砂災害・大雨被害に遭われた皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

報道等でご承知のこととは思いますが、8 月 19 日から大雨により広島市（安佐北区、安佐南区）の大規模土砂災害の被害は深刻な状況となっております。19 日から 20 日にかけての大雨と雷の音は本当に激しく、尋常ではありませんでした。同じ広島市でも当事務所所在地（中区）や私の自宅周辺（南区）においては、とくに大きな被害もなく日常生活が送っていますが、テレビやラジオで日々伝わってくる情報を耳にするたびに胸が痛みます。

広島国税局では、被災された方に対し納税猶予や申告等の期限延長などの情報が発信されています。また、広島労働局でも大雨災害による「特別相談窓口」が開設され、災害時における雇用保険制度の特別措置や労働保険料等の納付猶予についてホームページ上で公開されておりますので、被災された労働者や事業主様がおられましたら、一度ご確認いただけたらと思います。